



グリーン電力証書の枠組みと信頼性向上 に向けた取組み

平成20年5月

(財)日本エネルギー経済研究所

グリーンエネルギー認証センター

グループマネージャー

小笠原 潤一

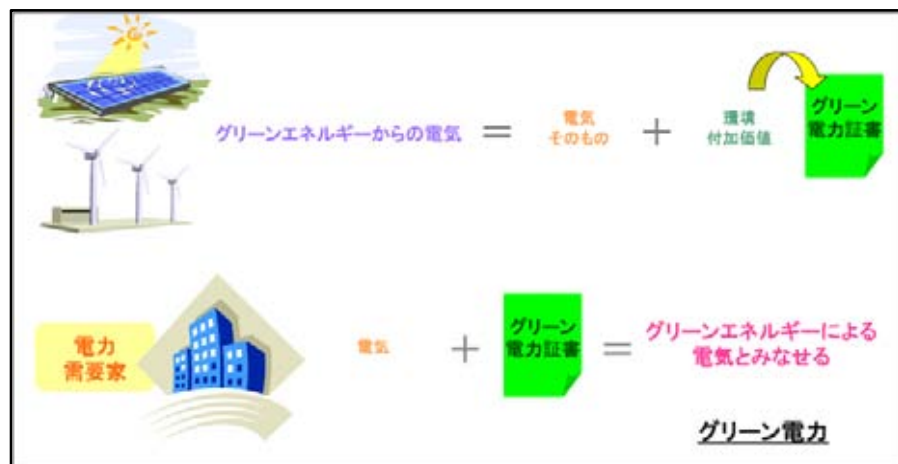


1. グリーン電力証書とは

(1) 概念

- グリーン電力証書システムとは、自然エネルギーによって発電された電力のもう一つの価値、即ち電気を生成する際のCO₂排出がない、エネルギーの多様化に資するなどの価値（いわゆる「環境付加価値」）を「**グリーン電力証書**」という形で保有することで、企業などが自主的な省エネルギー・環境対策のひとつとして利用できるようにするシステム

- 発電設備を自ら所有しなくても、グリーン電力証書を購入することにより、自らが使用する電気が自然エネルギーによって発電されたことの対外的な公表が可能となる



(出所) 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会

グリーンエネルギー利用拡大委員会(第1回)配布資料



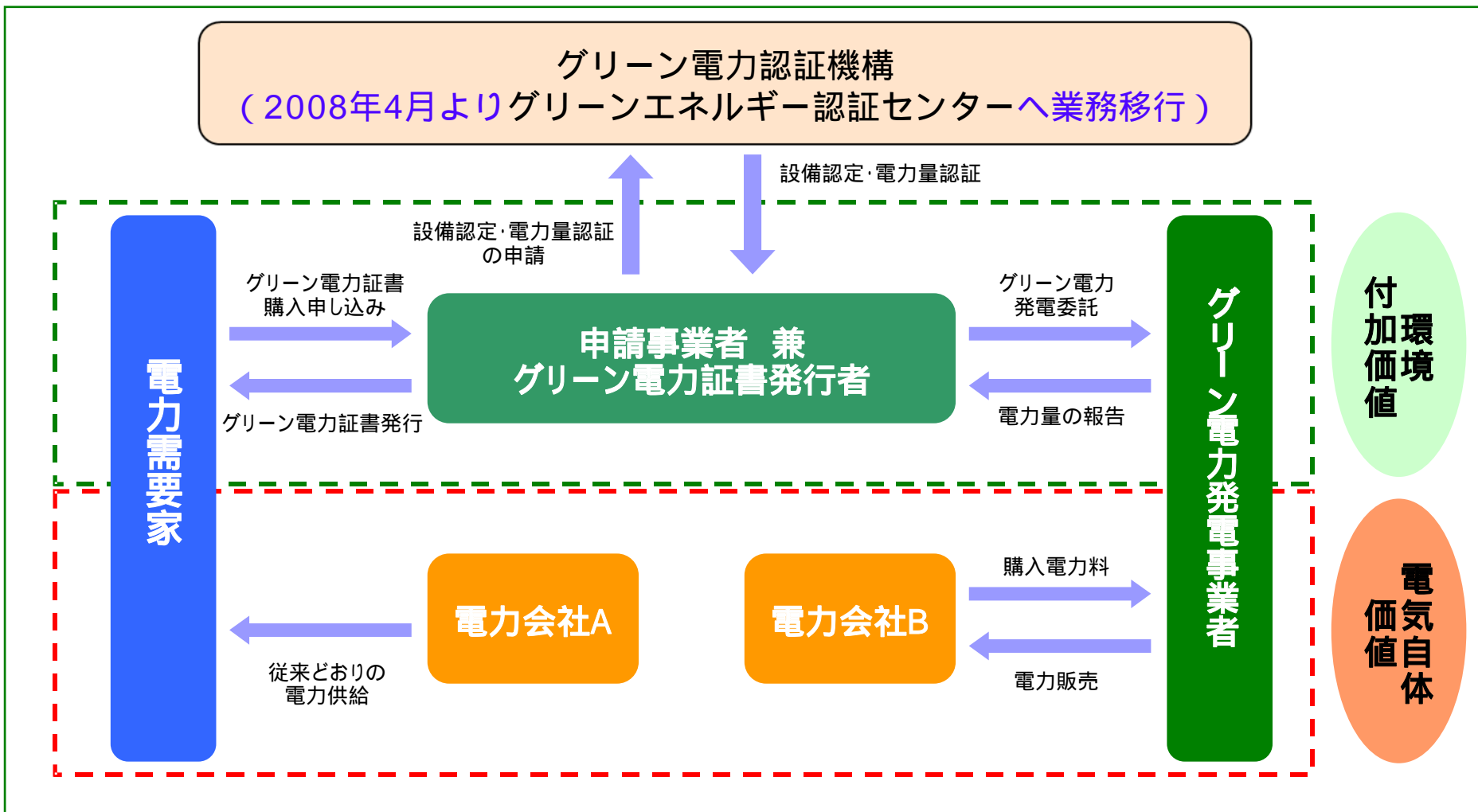
1. グリーン電力証書とは

(2) 対象

- グリーンエネルギー認証センターによりグリーン電力として認定する発電設備は、グリーン電力認証基準および解説書の要件を満たすもの。
- 事業の追加性判断が必要(証書取引の存在が設備の建設、メンテナンスを促し、グリーン電力発電量の増加に貢献する)
- 具体的な発電方式として、現在のところ、「風力発電」、「太陽光発電」、「バイオマス発電」、「水力発電(容量制約なし)」、「地熱発電」、「化石燃料・バイオマス混焼発電」の6つ。(但し、「化石燃料・バイオマス混焼発電」は基準未作成)
- なおグリーン電力は、電力会社への売電、自家消費のいずれも可能。の場合でRPS対象設備となっている場合には、RPSとの重複を避けるためRPSキャンセル手続きを行う必要あり。

1. グリーン電力証書とは

(3) グリーン電力証書の枠組み





1. グリーン電力証書とは

(4) 申請手続

	設備認定申請書	電力量認証申請書
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン電力発電設備概要書 ● グリーン電力の認証要件に関する誓約書 ● グリーン電力の認証要件に関するチェックリスト ● 認証可能電力量の確認方法 ● 事業概要説明書 ● 電力量確認用書類例 ● 設備結線図 ● 関係法令等に対応する書類 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン電力認証対象電力量報告書 ● グリーン電力証書取得予定者報告書 ● 認証可能電力量報告書 ● 認証可能電力量報告書の証拠書類 等
確認内容	申請された設備が認証基準に合致するものかを確認。(法令遵守・社会的合意を含む)	申請された電力量に誤りがないか確認。(第三者により確認された証拠書類を優先)



1. グリーン電力証書とは

(5) 追加性について

グリーン電力認証基準

2 - 3 - 3 追加性要件

追加性要件を満たすには、以下のいずれかに該当しなければならない。

- (1) グリーン電力の取引行為が、建設における主要な要素であること。
- (2) グリーン電力の取引行為が、グリーン電力の維持に貢献していること。
- (3) グリーン電力の取引行為が、当該設備以外のグリーン電力の拡大に貢献していること。

認証基準における追加性要件の主要な考え方は以下の通り。

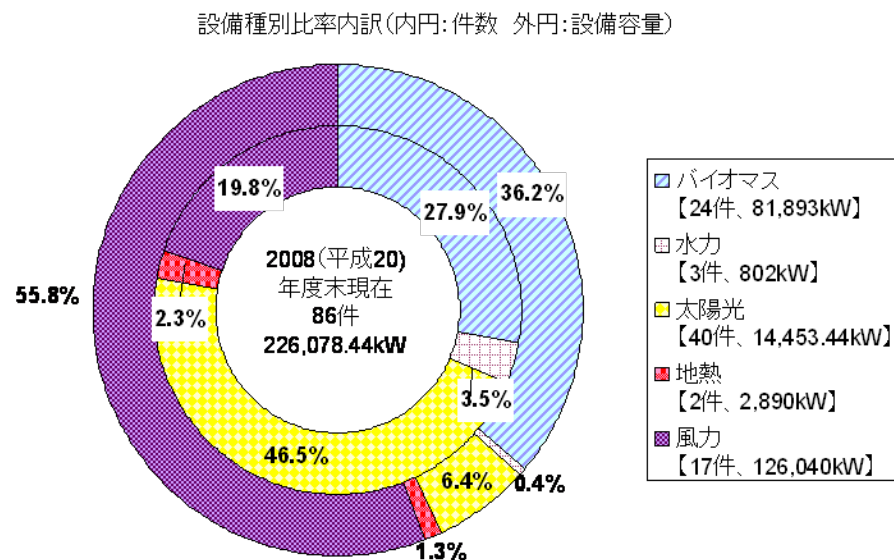
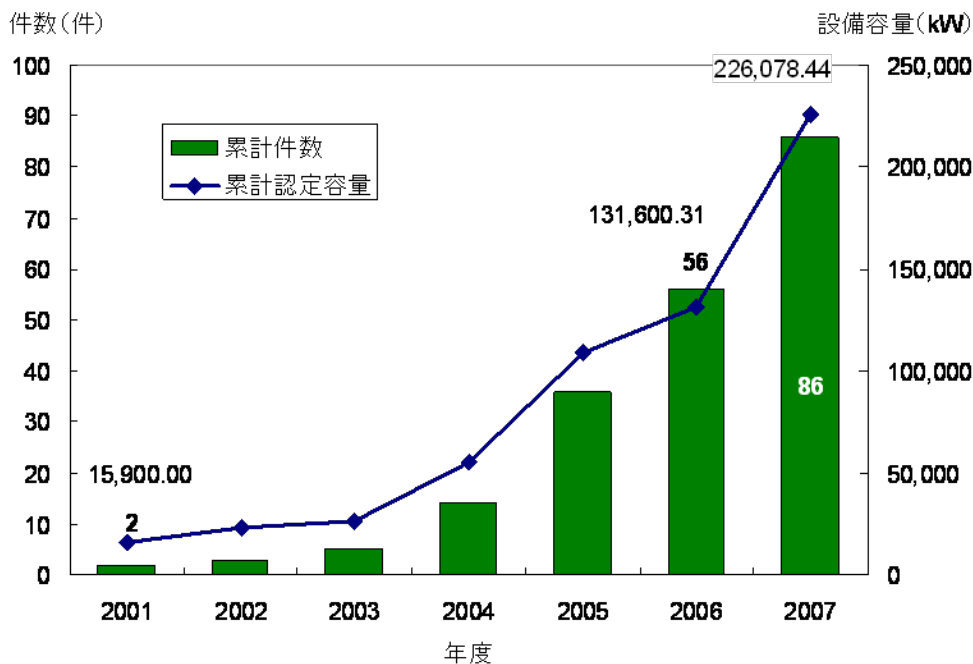
- 建設およびその後の運営に関するコスト負担について、グリーン電力の取引行為が有意味な貢献を行っていることを示すことが求められる。
- 既設の認証は個別事例が発生した際に、慎重な審議を行う。
- RPS法に基づき電気事業者による新エネルギー等電気の利用としてカウントされる場合は、追加性を認めない。



1. グリーン電力証書とは

(6) 認定設備容量

- 2008(平成20)年3月末現在、グリーン電力認証機構により認定されたグリーン電力発電設備は86件、総発電設備容量は226,078.44kWに上る。2007年度の認定設備容量は、94,478.13kWであった。



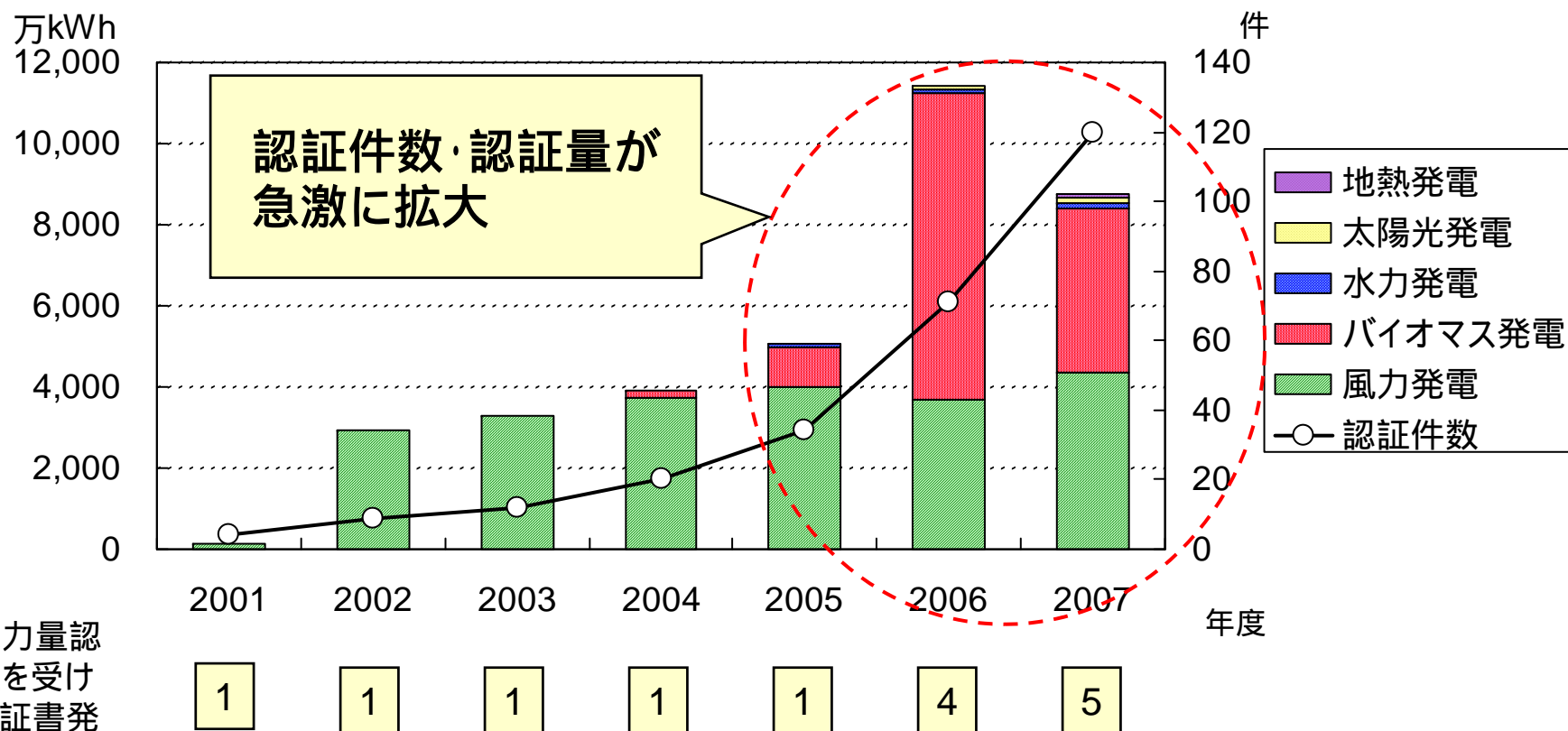
家庭用太陽光発電設備の場合、複数家庭設置分を1つの発電所(ファーム)として申請を受けている。



1. グリーン電力証書とは

(7) 認証電力量

- 2008(平成20)年3月末現在、グリーン電力認証機構により認定されたグリーン電力発電電力量は354,401,241kWhに上る。2007年度は87,370,865kWhであった。





1. グリーン電力証書とは

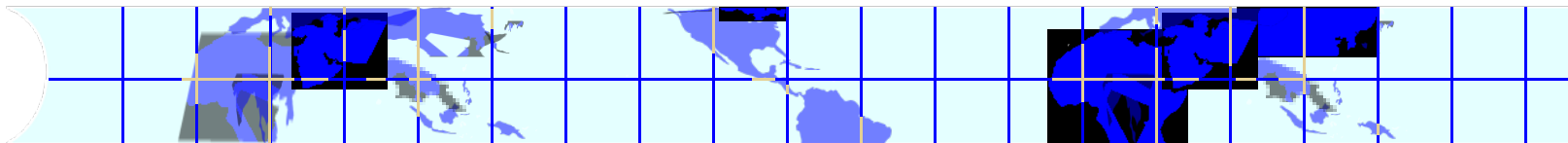
(8) 証書発行会社

- 2007(平成19)年度末現在、申請事業者としてのグリーン電力認証機構登録企業・団体は下記の11社。

- ✦ 日本自然エネルギー株式会社
- ✦ 株式会社 自然エネルギー・コム
- ✦ NPO法人太陽光発電所ネットワーク
- ✦ サミットエナジー株式会社
- ✦ エネサーブ株式会社
- ✦ シャープ株式会社環境安全本部
- ✦ 特定非営利活動法人グリーンシティ
- ✦ 株式会社 NTTファシリティーズ
- ✦ ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
- ✦ 丸紅株式会社
- ✦ 日本風力開発株式会社

証書発行会社も増加

(注) 下線が付いている事業者は、2007年度末までに電力量認証を受けた者。それ以外の事業者は設備認定を受けたのみで、今後電力量認証申請を行う予定。



1. グリーン電力証書とは

(9) 現在の活用方法

■ 公的機関での活用

- ⊕ 環境配慮契約法: 電力入札でのグリーン電力証書の購入を加点
- ⊕ 自然エネルギー普及政策での活用: 佐賀県、愛知県、東京都等によるグリーン電力証書買取りを通じた太陽電池普及政策
- ⊕ イベント等での電力消費にグリーン電力証書を充当【G8サミット等】

■ 企業等の環境PRでの活用

- ⊕ 環境報告書等での記載
- ⊕ 事業所等での電力消費にグリーン電力証書を充当
- ⊕ 製品製造等での電力消費にグリーン電力証書を充当
- ⊕ イベント等での電力消費にグリーン電力証書を充当

■ その他

- ⊕ 著名人のイベント・HPでのグリーン電力証書活用

製品等電力消費
への充当

イベント等電力消
費への充当

事業所等電力消
費への充当

環境報告書での
記載

大

← 具体性 →

小



2. 信頼性向上に向けた取組み

(1) 最近の動き

■ RPSとの重複回避手続の整備

- ✦ 2007年8月にRPSとのダブルカウントをチェックするため申請書類に『新エネルギー等電気相当量の減量又は増量届出書(写し)』を追加【RPSとのダブルカウント回避】

■ 表現ガイドラインの策定

- ✦ 2008年2月に表現ガイドラインを制定。グリーン電力証書を用いて環境価値を表現する場合の原則を規定。【適切な表現の確保】



2. 信頼性向上に向けた取組み

(1) 最近の動き

■ 法人化

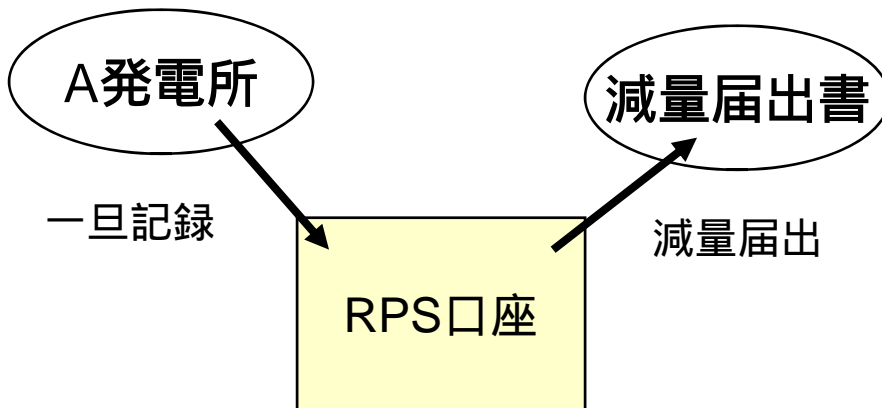
- ◆ 2008年4月1日付けで財団法人日本エネルギー経済研究所の附置機関としてグリーンエネルギー認証センターを設立、任意団体であったグリーン電力認証機構の業務を引き継ぐ。【責任主体の明確化】

■ グリーン電力証書ガイドラインの策定

- ◆ 総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会(2008年2月～)において、ビジネス活用等におけるグリーン電力証書の信頼性確保等のための「グリーン電力証書ガイドライン(認証機関の要件、発電設備の認定・グリーン電力量の認証ルール、グリーン電力証書を使った表現ルール等)」を審議中。【ビジネス活用可能な信頼的制度へ】

2. 信頼性向上に向けた取組み (2) RPSとの重複回避手続の整備

- RPS対象設備の場合、RPS口座に新エネ等電気相当量を一旦記録し、その後減量届けを行う。
- グリーン電力量申請時に、この減量届出書を提出して頂いて、RPSとのダブルカウントが無いことを確認。



様式第7 (第8条関係)

新エネルギー等電気相当量の減量又は増量届出書

平成18年11月10日

経済産業大臣 殿

届出者 (ふりがな) ちよだくかすみがせまいっちようめさんぼんいちごう
住所 (〒100-8931) 東京都千代田区微が関1丁目3番1号
(ふりがな) けいさんかぶしきかいしゃ けいさんたろう
氏名 経産株式会社 取締役社長 経産太郎 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
事業者ID B123456
(事業者IDが発行されている事業者は記載すること)

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第8条第1項の規定により、新エネルギー等電気相当量の減量又は増量の記録をしたいので、次のとおり届け出ます。

減量又は増量の別(注1) 増量・減量

<新エネルギー等電気相当量を減量する事業者>

事業者種別 B 下記種別から選択し、記号を記入すること。
B:新エネルギー等発電事業者、G:一般電気事業者、S:特定電気事業者、P:特定規模電気事業者
事業者名 経産株式会社 事業者ID B123456
代表者名 取締役社長 経産太郎

<新エネルギー等電気相当量を増量する事業者>

事業者種別 下記種別から選択し、記号を記入すること。
B:新エネルギー等発電事業者、G:一般電気事業者、S:特定電気事業者、P:特定規模電気事業者
事業者名 事業者ID

新エネルギー等電気相当量の増減量(注2)

届出内容	備考
新エネルギー等電気相当量増減量 (1000kWh)	20 グリーン電力証書に充当するため
新エネルギー等電気相当量価格 (円/1000kWh)	

第1表、第2表は記載例を省略。





2. 信頼性向上に向けた取組み

(3) 表現ガイドライン

- 2008年2月に表現ガイドラインを制定。グリーン電力証書を用いて環境価値を表現する場合の原則を規定。
- 原則
 - ✦ グリーン電力証書所有者がその所有により環境価値について表現する場合には、所有するグリーン電力証書量を明確に示さなければならない。
 - ✦ グリーン電力証書保有者が、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)やエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)等において国等に温室効果ガス算定排出量の報告書等を提出する必要がある場合には、備考としてグリーン電力証書を購入している旨の記載に努めるものとする。
 - ✦ 表現に当たっては、当該グリーン電力(証書)をいつ、だれが、どこで、どの程度、どのような目的で使用したかを対象となる商品や冊子等に記載するとともに、表示場所に制限がある場合等も含め、証書所有者、申請者、あるいは発行者のホームページ等にその詳細情報を掲載し、第三者が確認可能となるよう工夫する。



2. 信頼性向上に向けた取組み

(4) 法人化：グリーンエネルギー認証センターの基本理念

- 2008年4月1日に財団法人日本エネルギー経済研究所の附置機関としてグリーンエネルギー認証センターが発足。グリーン電力認証機構の業務を引き継ぎ、公平性、中立性、透明性、非差別的取扱いを確保した認証を行うことを通じて、持続性のある再生可能エネルギー導入拡大に貢献する所存。

【基本理念】

- **公平性の確保**：認証基準に従って認定・認証業務を行ってゆきます。
- **中立性の確保**：中立的な委員で構成される運営委員会の監査を受けております。
- **透明性の確保**：認証手続や関係情報を積極的に公表いたします。
- **非差別的取扱いの確保**：申請者・地域の別なく申請を取り扱ってゆきます。
- **持続性の確保**：市民も含めた多様な観点を確保しつつ、再生可能エネルギー導入拡大貢献に持続的に取り組みます。



2. 信頼性向上に向けた取組み

(5) グリーン電力証書ガイドライン

- 2008年2月より総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会において、グリーン電力証書のビジネス活用等における信頼性確保等のため、「グリーン電力証書ガイドライン」を検討中。
- グリーン電力証書ガイドライン案の概要
 - ✦ 認証機関の要件: 技術的能力・公平性・ガバナンスの確保、情報公開等
 - ✦ 認定・認証の要件: 計量法への適合、発電設備の認定・電力量認証の要件等
 - ✦ 証書発行事業者: 証書の必要的記載事項、情報公開等
 - ✦ 表現ルール: グリーン電力相当量の表現方法に係る留意事項等

消費者がグリーン電力証書を安心して購入できるよう、情報公開を徹底
(電源の選択、発電期間の選択、証書発行事業者の選択等)

グリーン・エネルギー統一マークを整備し、消費者がグリーン・エネルギーを用いた製品等の購入に際しての信頼性を確保



最後に

- グリーン電力証書制度は、民間の自主的取り組みとして、関係者の創意工夫で発展してきたものであり、グリーン電力証書の普及拡大に配慮しつつ、信頼性向上に向け取り組んで来たところ。
- 更なる信頼性向上に向け、表現ガイドラインの策定、法人化の実施、グリーン電力証書ガイドラインの検討等が行われている。
- 省エネルギー法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)・温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)等において、グリーン電力証書を位置づけられることは、自然エネルギーの普及拡大の上で重要であり、必要に応じて、更なる信頼性向上に取り組む所存。